

結城市における建築基準法の制限に関して(参考)

建築基準法に関することは、県西県民センター建築指導課 建築グループ（電話番号 0296-24-9149, 24-9152）に直接お問い合わせください。			
建築基準法及び施行令			
法第22条区域	市街化区域を指定	市街化区域のうち準防火地域を除いた区域	市街化調整区域は区域外
法第42条	道路種類	市道・県道・国道の管理者に道路名・認定番号・幅員等を確認のうえ、県西県民センター建築指導課にて建築基準法道路の確認をしてください。	
法第54条	一低、二低の壁面後退	地区計画(城跡周辺地区)区域内に指定有	
法第55条第1項	一低、二低の絶対高さ	別紙「建築物の高さ制限の一覧表(用途別)」参照	市街化調整区域内は許可内容等により10mの制限がある場合有。
法第56条	各部分の高さ	別紙「建築物の高さ制限の一覧表(用途別)」参照	
法第56条の2第1項	日影規制(別表第4)	一低、二低 (1)3時間, 2時間 1.5m	
		一中高, 二中高 (2)4時間, 2.5時間 4m	
		一住, 二住, 準住, 近商, 準工 (2)5時間, 3時間 4m	ただし、近商の容積率300%地区は指定無し。
		商業, 工専, 市街化調整区域 指定無し	
施行令第86条	積雪過重	垂直最深積雪量 30cm	
施行令第87条	風圧力	風速 30m毎秒	
	凍結深度	指定無し	
	地表面粗度区分Ⅱ orⅢ	結城市:Ⅲ	
	最低敷地面積	地区計画(城跡周辺地区)区域内に指定有	
茨城県建築基準条例			
第3条	路地状敷地	路地長さ20m未満, 幅員2m以上	
		路地長さ20m以上40m未満, 幅員3m以上	
		路地長さ40m以上, 幅員4m以上	
結城市の建築基準条例等			
	無し	中高層, マンション・アパート等の要綱等及び建築協定なし。	